

第4期（平成26～27年度）第8回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 平成28年3月15日（火） 午後3時から

場 所 日進市役所南庁舎2階第5会議室

出 席 者 昇秀樹（会長）、伊藤三郎（副会長）、杉山知子、林かぐみ、高平和彦、
鈴木知代子、出原伸平、上田信子

欠 席 者 鈴木久雄

事 務 局 小林正信（企画部長）、石川達也（企画政策課長）、
横井健（企画政策課企画経営係長）、秋山純一（企画政策課企画経営係主事）

説明の為に
出席した者 石川雅之（市民協働課長）、杉田武史（市民協働課主幹）、
鈴木崇正（市民協働課課長補佐）

傍聴の可否 可

傍聴の有無 あり（4名）

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - （1）日進市自治基本条例に規定する委任条例について＜諮問事項1＞
 - （2）日進市自治基本条例について＜諮問事項2＞

市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく定期的な評価につ
いて

○答申
 - （3）日進市自治基本条例の周知啓発について
- 4 その他
 - ・日進市市民参加及び市民自治活動条例施行規則の一部改正について
 - ・市民主体の自治についての意見交換
- 5 閉会

配付資料 資料1 答申（案）（日進市自治基本条例に規定する委任条例について）
資料2 答申（案）（市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく定期
的な評価について）
資料3 日進市自治基本条例の周知啓発について
追加資料 日進市市民参加及び市民自治活動条例施行規則の一部改正について

発 言 者	内 容
事 務 局	（開会 午後3時）
会 長	（あいさつ）
会 長	傍聴の申し出が4名ありますが、許可してよろしいでしょうか。 （異議なし）
会 長	事務局、傍聴を許可しますので、傍聴者を入室させてください。 （傍聴者入室）

発 言 者	内 容
会 長	それでは、議題（１）「日進市自治基本条例に規定する委任条例について<諮問事項１>」に入ります。事前に委員に答申案についての意見を照会しましたが、特に意見はありませんでした。そこで、委員会として答申するにあたり最終確認を行うため、担当課から説明をしていただきます。
企 画 政 策 課	（資料１に沿って説明）
会 長	今の担当課の説明に関して意見等がありますか。
会 長	特に委員からの意見等がないため、このとおり市長に答申したいと思いますがよろしいでしょうか。
委 員	（異議なし）
会 長	それでは、後ほど市長に答申することとします。
会 長	それでは、議題（２）「日進市自治基本条例について<諮問事項２>、市民参加及び市民自治活動条例第２７条の規定に基づく定期的な評価について」、担当課から説明をお願いします。
市 民 協 働 課	（資料２に沿って説明）
会 長	今回の資料は、前回の委員会時に指摘した内容を反映したものとなります。それでは、今の担当課からの説明に関して意見等がありますか。
委 員	資料２の２ページ表３の基本指標（例）に「市民自治活動登録団体数」とありますが、各登録団体に参加している人数を調べることはできるのでしょうか。
市 民 協 働 課	市民自治活動団体の登録をする時に、名簿を提出していただくので、団体構成員数を把握することは可能です。
会 長	登録団体数が１０団体あったとして、それぞれの団体構成員数が３人の場合と、３０人の場合とでは、同じ１０団体でも登録団体数の意味合いが変わってくると思います。このため、「市民自治活動登録団体数」の横に「登録団体構成員数」のような指標を追加するといいかもかもしれません。
委 員	資料２の３ページ表４（以下、表４とする）の地縁型コミュニティの定性的指標（例）の「「地縁型コミュニティの役割を行政が代わって担っているところがある」と感じている職員の割合」という指標の数値は減ったほうがいいのか、増えたほうがいいのかどちらでしょうか。
市 民 協 働 課	減ったほうが良いと考えています。
委 員	この指標の設定の意図はなんでしょうか。
市 民 協 働 課	地縁型コミュニティと行政との協働が、どの程度進んでいるのかを行政側の視点から把握するための指標と考えています。担当課が地縁型コミュニティと関わりを持っていく中で、行政側が協働についてどのように考えているのかを把握することができると考えています。
会 長	地縁型コミュニティと具体的な関わりはどのようなものがあるのでしょうか。
市 民 協 働 課	例えば、高齢者の閉じこもり防止の対策があります。今は行政が積極的に取り組んでいますが、最終的には地縁型コミュニティが主体的に取り組んでいただきたい分野だと思います。このように、はじめから地縁型コミュニティにやっ

発 言 者	内 容
	ただこうとしても難しいため、まずは行政がきっかけを作り、地域に根づかせていくような分野が具体例となります。そして、このような分野の取組について、まだまだ地域に根付いていないなど職員が感じれば、この指標の値が増えていきますし、地域に根付いたと感じれば、指標の値は減っていくはずです。
会 長	行政側が地縁型コミュニティでやってほしいと感じている分野でも、地縁型コミュニティとしては行政がやってほしいと感じている場合もあるのではないのでしょうか。
委 員	会長が言われたようなこともあるので、指標を「職員が「地域型コミュニティが主体的に活動している」と感じている割合」といった指標に変更したほうがいいのではないのでしょうか。
会 長	今回の案では、地縁型コミュニティが特定の分野について全て担わなければならないというように読み取れるので、「主体的に」などの文言を使うといいかもしれません。 また、2年に1回実施する市民意識調査の調査内容と市職員に実施するアンケートの調査内容を合わせて、市民と行政の双方の考えを把握できたらいいかもしれません。
委 員	表4の指標について、市民協働課からの説明で意図は理解できたのですが、色々な課題や新しい制度の枠組が出来ていく中で、課題内容や段階に応じて地縁型コミュニティの取組内容がかわってくると思いますので、地縁型コミュニティの役割を固定的にすることに違和感があります。地縁型コミュニティと行政がビジョンを共有できていればいいと思いますので、このことを適切に表現できたらいいと思います。
市 民 協 働 課	地縁型コミュニティと行政がそれぞれ役割を持つことが協働につながると思います。双方がお互いにいい関係にあると考えていけば望ましい状態にあるといえるし、片方が良い関係にはないと考えていけば、あまり良い状態ではないと思います。このため、市民側、行政側の両方の意見を聞ければよいと考えています。
会 長	地縁型コミュニティと行政の関係は、時点でもかわってきますし、地域によっても変わってくる可能性があります。それぞれの役割についてある程度流動性があっていると思います。
委 員	「地縁型コミュニティと行政が適した協働関係にあると感じている」というような表現にしていかがでしょうか。
市 民 協 働 課	このように修正いたします。
会 長	資料2の2ページ表2（以下、表2とする）の義務権利条例と生活影響制度のパブリックコメント手続について、それぞれの改廃時は「◎（＝非常に適している）」となっていますが、制定や導入時が「○（＝適している）」となっている理由を教えてください。改廃時に「◎」となっているならば、制定や導入時も「◎」にすべきではないのでしょうか。
市 民 協 働 課	義務権利条例の制定や生活影響制度の導入時には、市民から直接意見をいただ

発 言 者	内 容
	くような市民参加手法をとることが適切であると考えているため、説明会を「◎」とし、パブリックコメント手続を「○」としています。
会 長	それならば、改廃時も説明会を「◎」としているのので、パブリックコメント手続を「○」とすべきではないでしょうか。
市 民 協 働 課	改廃については、程度の問題だと考えています。改廃の内容が大きいものならば、制定や導入時と同様に説明会を積極的に行うべきだと考えます。一方で、義務権利や生活に直接影響してこない範囲での軽易の場合は、パブリックコメント手続を選択してよいと考えます。 また、パブリックコメント手続については、条例や制度等がある程度完成した時点で市民から意見をいただくことになるので、義務や生活に影響を与える制度などを導入する時には、まず導入すること自体を説明会で丁寧に説明する必要があると考えています。
会 長	現在の表2の表記だと誤解を招く可能性があるのので、義務権利条例と生活影響制度の改廃時が「◎」となっている理由について、注意書きをしてください。
委 員	くるりんばすの再編については、表2のうちどこに該当しますでしょうか。
市 民 協 働 課	生活影響制度の改廃に該当します。
委 員	生活影響制度について、表2のとおりで私は賛成です。ただ、くるりんばすの再編については、数多くの市民参加手法をとっていましたが、それでも私が住む地域の人で再編について知らなかった人がいました。またワークショップも行っていましたが、特定の人意見ばかりであり、果たしてこれでいいのかという疑問を持ち、市民参加の難しさを実感しました。 また、今回の議題から外れますが、コミュニティの定義、自治会の役割を考えていくことは重要だと感じておりますので、引き続き検討していただきたいです。
会 長	関係の度合いの強い市民を集めた市民参加と全市民を対象とした市民参加をうまく組み合わせていかなければならない難しさがあると思います。今後、市民参加手法の組み合わせを類型化することができれば、今の市民参加及び市民自治活動条例を改正していくことも考えられます。
委 員	パブリックコメント手続は、概ね決まったものについて意見を募る手法なので、その他の市民参加の手法との重みが違うような気がしますが、どのように考えていますか。
市 民 協 働 課	対象の性質に応じた適切な市民参加手法を選んでいくということで、パブリックコメント手続もその他の手法と同様の参加手法だと考えています。例えばパブリックコメント手続は、対象がすでにできあがっているものに対して、一部修正をするような場合に適切な市民参加の手法だと考えています。
会 長	建設的な意見をありがとうございました。市長へ答申しますが、今回出た意見を反映した上で最終版としたいと思いますがいかがでしょうか。
委 員	(異議なし)

発 言 者	内 容
会 長	それでは、この後、市長に答申することとしますので、一度事務局へ進行を戻します。
事 務 局	これから答申の準備のため、会議を暫時休憩とさせていただきます。 (休憩)
事 務 局	会議を再開します。それでは、会長から市長へ答申をお願いします。
会 長	(市長へ「日進市自治基本条例に規定する委任条例について」、「市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく定期的な評価について」の2つの答申書を手交)
市 長	(あいさつ)
事 務 局	以上で、答申を終了します。大変申し訳ありませんが、市長は他に公務がありますので、ここで退室させていただきます。
市 長	(退室)
事 務 局	それでは再び進行を会長をお願いします。
会 長	それでは、議題(3)「日進市自治基本条例の周知啓発について」、担当課から説明をお願いします。
企 画 政 策 課	(資料3に沿って説明)
会 長	今の担当課の説明に関して質問等がありますか。 自治基本条例だけで説明しようとしてもわかりにくいと思います。情報公開や市民参加など具体的な事と組合せて啓発するといいかもかもしれません。
会 長	それでは、その他「日進市市民参加及び市民自治活動条例施行規則の一部改正について」、担当課から説明をお願いします。
市 民 協 働 課	(追加資料に沿って説明)
会 長	今の担当課の説明に関して質問等がありますか。
会 長	特にないようですので、適正に改正してください。
会 長	それでは、その他「市民主体の自治についての意見交換」に入ります。第4期自治推進委員会は今回をもちまして終了となります。時間もあまりないですが、せっかくの機会ですので、市民主体の自治についての意見交換をしたいと思います。順番にご意見等をご発言ください。
委 員	ようやく、自治推進委員会で議論していることを理解できるようになりました。地縁型コミュニティと行政が地域福祉に関する居場所づくりなどのことで協働していると実感できることが重要だと感じました。
委 員	自治基本条例を周知することも大切ですが、それ以上に市民が活発に活動している状態を作る事が大切だと思います。特に地縁型コミュニティの中で、それぞれの人の居場所があり、また支えあっているために地道な努力を積み重ねていくことが大切だと思います。
委 員	個人的には自治推進委員会とは長い付き合いです。10年程前は夜間でも構わずに市役所に電話をしてくる市民が多かったですが、自治基本条例が出来たためか、今はとても静かな状態になっています。

発 言 者	内 容
委 員	先ほど言いましたように、災害や包括ケアなどの分野で地縁型コミュニティの重要性が増してきていると思います。私は自治会の役員をしているわけではないですが、地縁型コミュニティと行政との協働が見えていないように感じます。今後は地縁型コミュニティと行政との協働が見えるようにできたらと思います。
委 員	正直、議題についていっただけで精一杯でしたが、来期も地域に携わる人として、市民の声を伝えていければと考えています。
委 員	テーマ型コミュニティについては、テーマに対して思いがある人が活動しているため、事は進みやすいですが、地縁型コミュニティについては、まだ行政を頼る市民が多いと感じています。大変だとは思いますが、行政には気長に自治基本条例の理念の実現に向けて取り組んでいただきたいと考えています。
委 員	自治基本条例は、市民主体の自治の精神の実現という理想が高くかつ抽象的な条例であり、難しいと感じていましたが、具体的な話をしていく中で理解していくことができました。また、市民主体の自治は永遠の課題だとも感じました。
会 長	これにて、委員会を閉会します。最後に企画部長からあいさつをしていただきます。
企 画 部 長	(あいさつ)
事 務 局	それでは、お忘れ物のないよう、お気をつけてお帰りください。お疲れ様でした。
事 務 局	(閉会 午後4時45分)